

平成29年度田川地区水道企業団水道用水供給事業  
決算審査意見書の提出について

地方公営企業法第30条第2項の規定により審査に付された、平成29年度田川地区水道企業団水道用水供給事業の決算について審査したので、下記のとおり意見を提出します。

記

1 審査の対象

平成29年度田川地区水道企業団水道用水供給事業

2 審査の方法

審査に付された決算書及び関係帳簿、伝票並びに証書類等の照合、点検を行うとともに、関係職員の説明を聴取し、審査を行った。

3 審査の要領と着眼点

地方公営企業法に基づく各種書類が適正に作成されているかを把握するとともに、経費の効果的運用が図られているか、また、事務処理的な問題として、①支出科目的誤り、②添付書類の整備、③支出の用途が明瞭に記載されているか、④日付等の漏れと正確性、⑤金額の計数に過誤がないかについて審査を行った。

4 審査の結果及び意見

決算書及び附属書類は、いずれも地方公営企業関係法令に準拠して作成されており、その計数は関係諸帳簿と照合した結果正確であり、事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているものと認められた。

本年度は、伊良原ダム建設事業の竣工により、北九州市からの分水による暫定供給の最終年度となる。そのため暫定受水・供給の精算により収支が増となった。水道用水の供給としては、構成団体との協定水量による安定した用水供給が行われた。

水源開発事業においては、伊良原ダム建設事業、遠距離導水施設整備事業とともに竣工し、現在はまだダムの試験湛水中ではあるが、平成30年度からの全量取水・供給が可能となった。

損益計算では、前年度においては修繕費等の費用の増により純損失を計上したが、本年度においては人件費は増となったものの、修繕費、減価償却費等の減少により純利益を計上することとなった。

今後、施設の経年劣化や電力費の上昇等により維持管理費の増加が考えられ、更には浄水施設の更新等により改良費用の増加も見込まれるため、計画的な事業運営を行うことを願いたい。

また、本年度3月に締結された「田川地域水道事業の統合に関する覚書」により、経営の一体化、事業統合に向け準備を進めることとなるが、法令に基づき遺漏の無いよう事務を進めていくことを願いたい。

5 資金不足比率の審査

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の施行により、公営企業を経営する地方公共団体は、毎年度、公営企業ごとに資金不足比率を監査委員の審査に付した上で議会に報告し、公表することとされている。また、資金不足比率が20%以上となった場合には、経営健全化計画を定めなければならないとされている。

当企業団では、平成29年度決算における資金不足比率の審査を行った結果、資金不足は発生していないことを確認した。

平成30年9月28日

田川地区水道企業団

企業長 二場公人 殿

監査委員 宗吉幸生



監査委員 木村幸治

